

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業
助成金交付申請の手引き
(処理経費)

助成金交付申請は、収集運搬及び処分を実施する前に行ってください。

平成29年8月
東京都環境局
公益財団法人東京都環境公社

- PCBは、化学的に安定で絶縁性など優れた性質を持っているため、受電施設のトランスなどに幅広く利用されてきました。しかし、昭和43年に発生したカネミ油症事件を機にPCBの毒性が大きな社会問題となり、昭和49年までに使用が原則として禁止されました。
- その後、平成14年になって、PCBを使用していないはずのトランス等電気機器の中に微量のPCB（濃度0.5～100mg/kg程度のPCB）に汚染された絶縁油を含むものが存在することが判明しました。国等の調査では、このような微量PCB汚染電気機器は全国に120万台あると推定しており、この数字から都内には10万台程度あると考えられています。
- 微量PCBに汚染されているか否かについては、縁油中のPCBを分析により判定しなければなりません。分析の結果、0.5mg/kgを超えてPCBが検出された場合は、微量PCB廃棄物に該当し、国の認定した無害化処理施設等で平成39年3月31日までに処理する必要があります。
- 微量のPCBに汚染された廃棄物の処理は、通常の産業廃棄物の処理費用に比べ高額となることから、東京都は、中小企業者の負担を軽減し、処理を促進するため、微量PCB廃棄物処理費用の助成制度を実施し、PCBによる環境汚染リスクの軽減を図ることとしました。

なお、助成金の申請受付業務は「公益財団法人東京都環境公社」が実施いたします。

<問い合わせ先>

公益財団法人東京都環境公社 微量PCB助成金交付担当 直通 03-3649-8541 9時00分から17時00分まで（土日・祝日、年末年始を除く。）

目次

	ページ数
1 助成事業の概要	
(1)助成対象となる廃棄物	1
(2)助成対象者	2
(3)助成対象経費	3
(4)助成金の額及び限度額	4
(5)事業期間	6
2 交付手続き	
(1)手続きフロー図	8
(2)交付申請	9
(3)交付決定	10
(4)処理委託の実施	
(5)実績報告	
(6)額の確定及び支払い	
(7)申請内容の変更	11
3 必要書類	
(1)交付申請時	11
(2)実績報告時	13
4 その他の事項	14
5 参考資料	
参考 会社以外の法人の主たる業種について	15
6 様式集・記入例	
(1)交付申請書（第1号様式）	16
(2)変更・廃止承認申請書（第3号様式）	24
(3)実績報告書（第5号様式）	28
(4)請求書（第7号様式）	32
無害化処理施設一覧	34

1 助成事業の概要

微量のPCBに汚染された絶縁油や電気機器を、適正かつ早期に処理するため、処理に係る経費の一部を助成します。

(1) 助成対象となる廃棄物

国の無害化処理認定施設又は都道府県知事の許可を受けた処理施設で処分する、次に掲げる廃棄物が助成対象となります。

①微量PCBの含有が確認された絶縁油

②微量PCB絶縁油が封入されたトランス、コンデンサ等の電気機器

*ただし、ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用したもの並びに安定器および安定器から取り出したコンデンサを除く。

③微量PCB絶縁油が付着し、若しくは封入されたドラム缶等

*平成29年7月現在、稼働中の処理施設は34ページ無害化処理施設一覧のとおり。なお、今後、認定施設の増加が見込まれます。

*認定施設により取り扱う廃棄物が異なりますので、ご注意ください。

□東京都環境局への届出について（助成金申請の前にご確認ください）□

<絶縁油を分析した結果、PCBを含有していることが判明した場合>

高濃度・低濃度に拘わらず東京都環境局へPCBの使用・保管届出書を提出してください。使用・保管の届出は、当社の処理経費助成金を申請する際に必要となりますので、助成金申請の前に提出し、環境局の受領印を受けてください。

※すでに対象機器に関して毎年届出をしている場合は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況届出書」に記載している事業所番号を記入していただきますので、届出の内容に変更等無いかぎり新たに届出を作成する必要はありません。

<届出に記載した機器の処分が終了した場合>

処分状況についての届出をする必要があります。

届出についての詳細は東京都環境局ホームページをご確認ください。

■PCB届出書に関するお問い合わせ■

東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課

PCB処理対策担当（助成金の申請窓口ではありません）

電話：03-5388-3573

(2) 助成対象者

都内に助成対象物を所有する者であって、次に該当する方が助成金交付の対象者となります。

① 個人

② 中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

③ マンション等建物管理組合法人

④ 中小企業者

業種	資本金・従業員数
サービス業	5,000万円以下 又は 100人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
小売業	5,000万円以下 又は 50人以下
製造業・その他の業種	3億円以下 又は 300人以下

⑤ 会社以外の法人であって、常時使用する従業員の数が次の表以下であるもの

主たる事業	常時使用する従業員数
サービス業に属する事業	100人
卸売業に属する事業	100人
小売業に属する事	50人
製造業、その他の業種に属する事業	300人

* 学校法人、医療法人、財団法人、宗教法人、社会福祉法人、保育園、健康保険組合は従業員数が100人以下の場合、助成対象となります。

* 主たる事業は、15頁の「参考 会社以外の法人の主たる業種について」をご参照ください。

* 従業員数とは、労働基準法第20条の「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員として考えます。パート・アルバイト等名目は臨時雇いであっても、解雇の予告を必要とする人員は従業員に含みます。

* ④ 中小企業者で資本金が当てはまらず、従業員数のみ当てはまる場合、または⑤会社以外の法人の場合、業種ごとに規定した従業員数以下であることを証する書類が必要です（12頁をご参照下さい。）

* 本社が都内にない法人であっても、助成対象物を都内の事業所で保管している場合は、助成の対象となります。

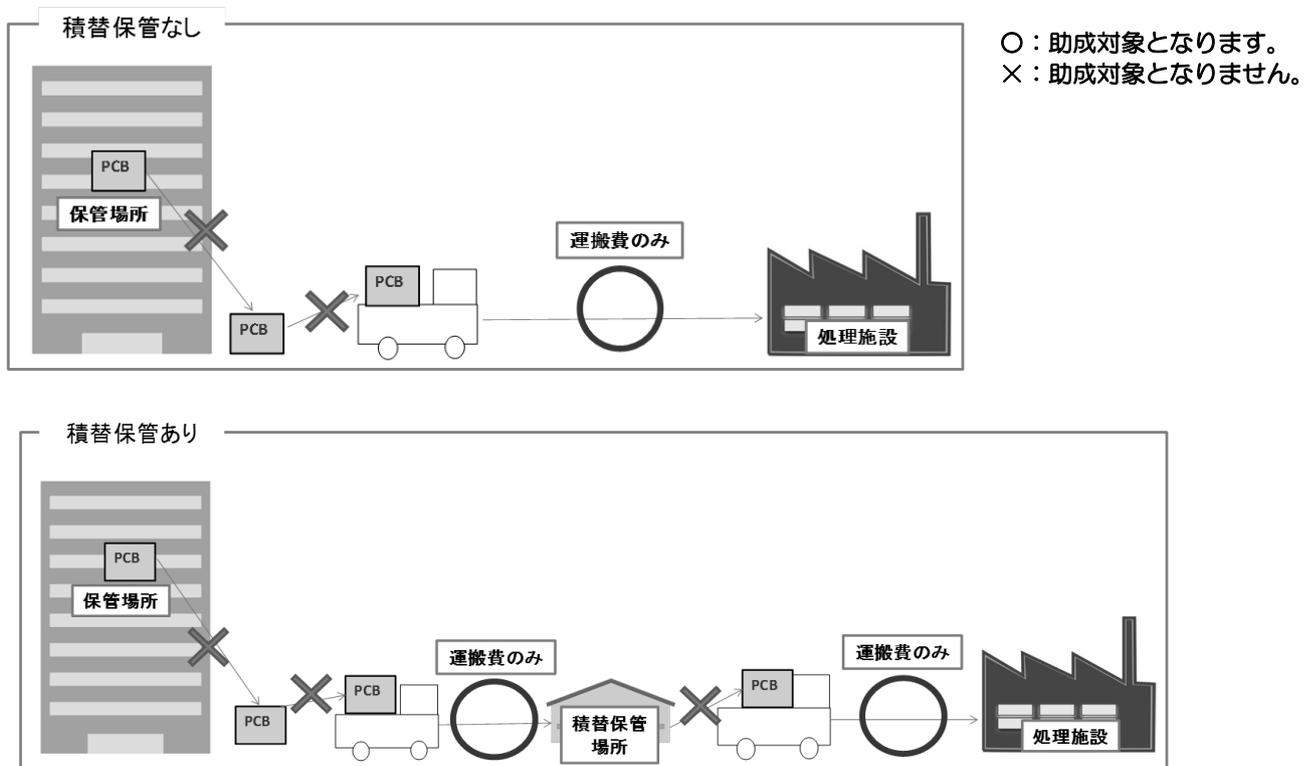
* 国及び地方公共団体は、助成金交付の対象とはなりません。

* 法人格を有していないマンション等建物管理組合は個人として扱います。

(3) 助成対象経費

- ①電気機器から微量PCB絶縁油を抜き取るために要する経費
 - ②助成対象物の収集運搬に要する経費。ただし、次の経費は除きます。
 - ア 助成対象物を、保管場所から運び出し車両に積み込むための経費
 - イ 積み替え保管場所における作業に係る経費及び積み替え保管場所で発生する経費
 - ③助成対象物の処分に要する経費
- なお、消費税及び地方消費税は助成対象経費に含みません。

【参考】収集運搬に要する経費のなかで助成対象となる経費



(4) 助成金の額及び限度額

○助成対象経費の合計から同等の微量PCBを含まない廃棄物の処理に要する経費の合計を控除した額の2分の1

(助成金の考え方：トランス等の劣化した絶縁油の交換作業はPCB汚染に拘わらず行われます。本助成事業は、微量PCBが混入しているために増額される費用を対象としています。例えば、油抜き作業時の特定化学物質等作業主任の配置や養生費・保護具等の増額分に対し2分の1の助成をいたします。)

○限度額

【使用中のトランスから微量PCB絶縁油を抜き取り、微量PCB絶縁油を処理する場合】 (単位 千円)

次の表の合計油量の項抜き取り作業台数の欄に掲げる値の額

合計油量 \ 抜き取り作業台数	1台	2台	3台	4台	5台	6台以上	
750ℓ超	120	165	214	263	327		
600ℓ超 750ℓ以下					259		
500ℓ以上 600ℓ以下			173	208	135	168	
450ℓ超 500ℓ未満							
400ℓ以上 450ℓ以下							
300ℓ超 400ℓ未満		138	118	135	168		
300ℓ							
200ℓ以上 300ℓ未満		102	101	118	168		
150ℓ超 200ℓ未満							
100ℓ以上 150ℓ以下		84					
100ℓ未満							

備考1 「抜き取り作業台数」とは、微量PCB絶縁油の抜き取りを行う電気機器の台数をいう。

2 「合計油量」とは、助成金の交付の申請をしようとする微量PCB廃絶縁油の合計の量(単位 リットル)をいう。

3 抜き取り作業台数が6台以上である場合の助成限度額は、合計油量の欄に掲げる合計油量に応じ、6台以上の欄に定める助成限度額について次の式により算定する額(単位 千円)とする。

$$\text{助成限度額} = \frac{\text{「6台以上」の欄の値}}{5} \times \text{申請台数}$$

【ドラム缶等容器に保管している微量PCB絶縁油を、容器ごと処理する場合】
 次の表の左欄に掲げる合計油量に応じ、当該右欄に定める助成限度額とする。

合計油量（単位 リットル）	限度額（単位 千円）
150 超	120
100 以上 150 以下	102
100 未満	84

備考「合計油量」とは、助成金の交付の申請をしようとする微量PCB廃絶縁油の合計の量（単位 リットル）をいう。

【微量PCB絶縁油が封入された電気機器を処理する場合】
 （申請台数 1 台あたり）

機器電源容量（単位 kVA）	限度額（単位 千円）
75 kVA 以上	450
30KVA 超 75 kVA 未満	350
30 KVA 以下	250

備考 1 「機器電源容量」とは、微量PCB廃電気機器の電源容量をいう。
 2 微量PCB廃電気機器が2台以上である場合の助成限度額は、微量PCB廃電気機器ごとの助成限度額を合計した額とする。

助成額の算出例

例 1 引き続き使用するトランス2台から微量PCB絶縁油を抜き取り、
 合計250リットルの微量PCB油を処理する場合
 トランス1 100KVA 油量 150リットル
 トランス2 75KVA 油量 100リットル

（単価 円）

助成対象経費	PCB処理経費 (a)	普通の絶縁油 (b)	助成対象額 (a)-(b)=(c)	助成額 (c)×1/2
絶縁油抜き取り経費	300,000	170,000	130,000	
収集運搬経費	120,000	40,000	80,000	
処分経費	50,000	0	50,000	
合計	470,000	210,000	260,000	130,000

* 普通の絶縁油は有価物として売却を想定したため、処分費は0円

例2 ドラム缶1本に保管している微量PCB絶縁油200リットルをドラム缶ごと処理する場合

(単価 円)

助成対象経費	PCB処理経費 (a)	普通の絶縁油 入りドラム缶 (b)	助成対象額 (a)-(b)=(c)	助成額 (c)×1/2
収集運搬経費	100,000	40,000	60,000	
処分経費	150,000	0	150,000	
合計	250,000	40,000	210,000	105,000

* 普通の絶縁油は有価物として売却を想定したため、処分費は0円

例3 微量PCB絶縁油が封入されたトランス(30kVA)1台を処理する場合

(単価 円)

助成対象経費	PCB処理経費 (a)	普通のトランス (b)	助成対象額 (a)-(b)=(c)	助成額 (c)×1/2
収集運搬経費	200,000	0	200,000	
処分経費	350,000	0	350,000	
合計	550,000	0	550,000	275,000
				250,000

* 普通のトランスは有価物として売却を想定したため、運搬・処分費は0円

* 助成額が限度額を超過しているため、助成額は(c)×1/2の275,000円ではなく、限度額である250,000円となる。

(5) 事業期間

平成23年度から平成32年度までの10ヵ年

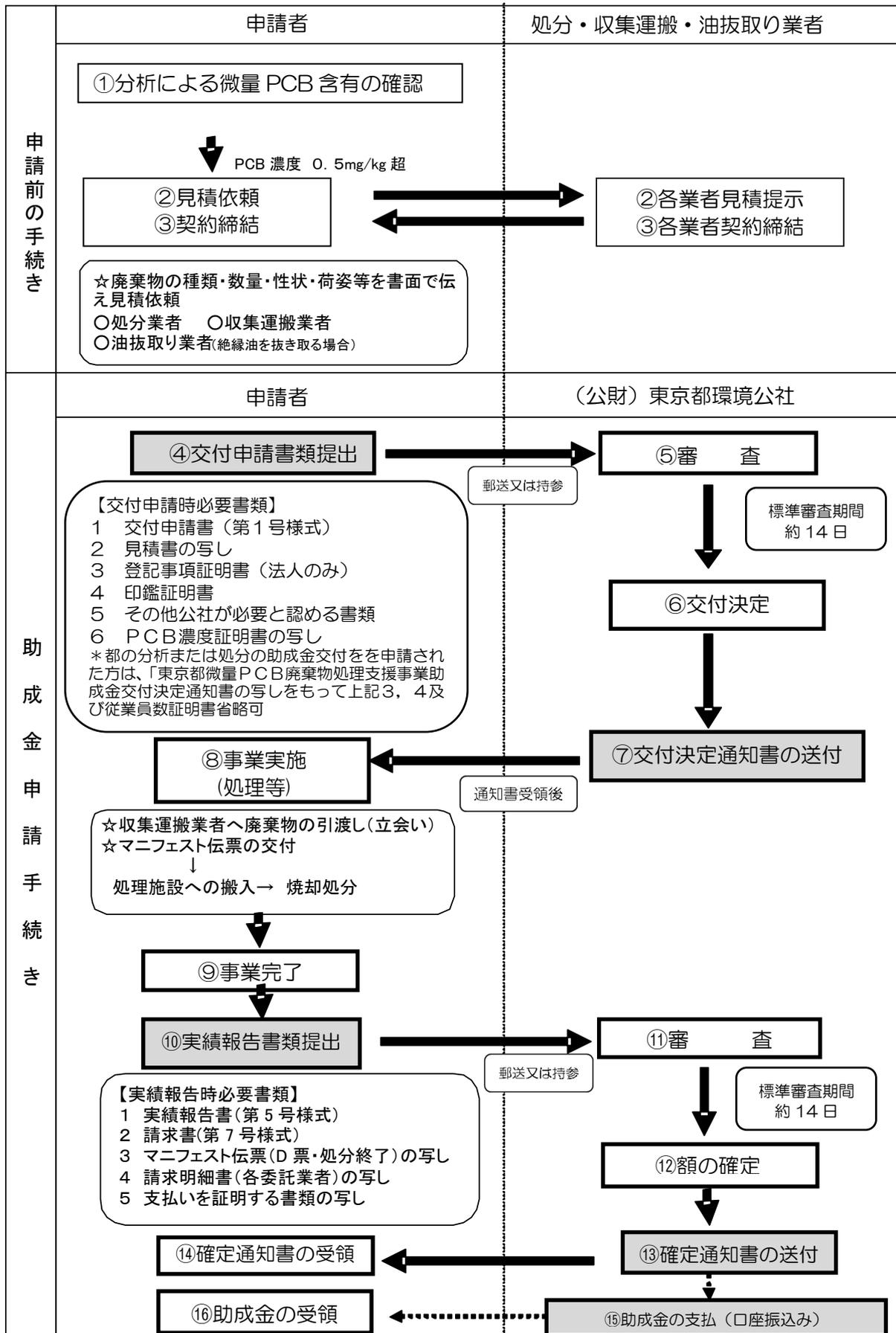
2 交付手続き

書類の提出は2回行います。

1回目：収集運搬及び処分前の交付申請

2回目：処分後の実績報告

(1) 手続きフロー図



(2) 交付申請

①申請書受付期間

平成23年9月1日から平成33年3月31日まで

ただし、予算の範囲を超えた日をもって、申請書の受付を停止しますのでご注意ください。

- * 上記期間に申請書を先着順に受け付け、審査の対象とします。
- * 予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合は、提出された申請書の中で抽選を行います。
- * 使用中の電気機器の絶縁油を処分する場合、PCB濃度分析のためのサンプリング作業や絶縁油の入替え作業には、それぞれ施設の停電が必要となります。十分日程を調整のうえ申請してください。

②申請方法

当該助成事業への申請は、次の手順で行ってください。

○申請書様式

申請者又は申請者から依頼された手続き代行者は、会社のホームページにアクセスし、必要な様式をダウンロードし、必要事項の入力を行ってください。

(公財)東京都環境公社ホームページ <https://www.tokyokankyo.jp/>

- * インターネットをご利用になれない場合は、助成金交付要綱中の微量PCB処理助成金交付申請書(第1号様式。以下、「申請書」という。)を複写し、手書きでご記入をお願いします。その場合は、黒色のボールペン(フリクションペンは不可)で丁寧に記入をして下さい。

○申請方法

次の窓口に、郵送又は持参してください。

なお、窓口に持参する場合はあらかじめ電話で予約をしてください。

TEL03-3649-8541

(土・日・祝日を除く9時00分から17時00分まで)

〒130-0022

東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル8階
公益財団法人東京都環境公社 (微量PCB助成金交付担当 宛)

○申請書類

1部

申請書に押印（実印）の上、必要書類（11頁参照）とともに、公社窓口
に持参するか、公社へ郵送してください。

*提出書類は必ずコピーをとった上で提出し、控えを保管してください。
助成金の審査手続中、公社からの問い合わせの際に確認していただく
ことがあります。

(3) 交付決定

○公社は、申請書を受け付けた後、審査し交付要件に合致していると認め
たときは、交付決定通知書を申請者宛に送付します。

(4) 処理委託の実施

○収集運搬及び処分作業は必ず交付決定通知書を受領した後に実施して
ください。交付決定通知書の発行よりも前に作業を実施した場合は、助成金の
交付はできません。

○機器を使用中の場合は、絶縁油の抜油にあたり施設の停電が必要となり
ます。委託業者と日程を調整の上、作業を実施してください。

○微量PCB廃棄物を運搬業者に引渡す際には、微量PCB廃棄物の種類ご
とに、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト伝票」という。）を交付す
るとともに、積込み時には、保管事業者の特別管理産業廃棄物管理責任者
又はその職務を代行する者が立会い、漏洩等がないか、適切な荷役が行わ
れているか、委託契約書の内容と相違がないか等について確認してくださ
い。

(5) 実績報告書

○処理委託が完了日（マニフェスト伝票 D 票を受領した日）の翌日か
ら起算して15日を経過した日又は平成33年12月31日のいずれか早
い日までに必着

*報告方法は交付申請と同じです。

必要書類は13頁を参照してください。

(6) 額の確定及び支払い

○公社は、実績報告の内容を審査（標準審査期間約14日間）し、交付要件
に合致していると認められた場合は、額の確定通知書を申請者宛に送付
します。

○その後、指定口座に助成金を振込みます。

(7) 申請内容の変更

○交付決定通知後に下記に示す申請内容に変更が生じた場合は、速やかに承認申請書（第3号様式）を提出してください。

- 経費配分に変更が生じた場合
- 事業の内容を変更する場合
- 事業を廃止する場合
- 申請者の情報に変更が生じた場合
- 助成金振込先に変更が生じた場合

公社は、助成金交付決定額の変更を承認した場合は、承認通知書を申請者宛に送付します。申請者は、承認通知書を受領後に処理委託を行なってください。

【施設搬入時に重量変更が生じた場合の注意】

上記のように、交付決定通知後に申請内容に変更が生じた場合は、「承認申請書（第3号様式）」を提出し、公社が発行する承認通知書を受領してから作業を実施することとなっています。

しかし、電気機器を処理施設に搬入した際の計量で、機器の重量に変更が生じることがあります。

この場合は、作業を実施する前に「承認申請書」を提出することが出来ないため、「承認申請書」の提出は不要となりますが、処分後に提出する「実績報告書（第5号様式）」の裏面【4】変更の内容、【5】助成対象項目及び助成対象機器に必要な事項を記入して提出してください。

また、施設搬入時の重量変更以外で申請内容に変更があった場合は、必ず承認申請書を提出してください。

3 必要書類

(1) 交付申請時

○交付申請書（第1号様式）

申請書には押印が必要です。押印は印鑑証明書と同一の印鑑を使用してください。

○見積書の写し

委託業者が発行した委託金額の見積書の写しで、助成対象経費ごとの税抜き金額を記載したものが必須です。

見積書の写しをお送りいただく際は、以下の項目をご確認ください。

- ①見積書発行日が記載されているか
- ②見積書発行者の印が押印されているか
- ③見積書の宛先が交付申請者と同一であるか

④見積書の内訳に記載された内容と交付申請書（第1号様式）に記載された内容が一致しているか。

⑤見積書の合計金額のなかに、助成対象外となる経費が含まれる場合は、その内容と金額を記載してください。

なお、絶縁油を抜取り処分する場合には、PCB汚染による増額分を記載した見積書が必要となります。

【見積依頼する際の注意】

微量PCB廃棄物の運搬、処分を委託する場合、事前に委託しようとする微量PCB汚染廃電気機器等の種類、数量、製造メーカー、製造番号、製造年月、電源容量、重量、寸法（幅、奥行き、高さ）性状、荷姿及び取り扱う際に注意すべき事項を控え、受託者に通知してください。

処理施設により、処理できる微量PCB廃棄物の種類が異なります。また、処理施設により収集運搬業者が限定されている場合がありますので、依頼する際には確認が必要です。

（無害化認定処理施設一覧 34頁参照）

○商業・法人登記の登記事項証明書

申請者が法人の場合は、法務局が交付する商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）の原本（発行後3箇月以内のもの）が必要です。なお、以前に本事業の助成金交付を申請した方で、前回申請時に提出した登記事項証明書が次の申請時において、発行後3箇月以内のものであれば、「東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付決定通知書」の写しをもって省略することができます。

○印鑑証明書

申請者が法人の場合は法務局、個人の場合は区市町村が交付する印鑑証明書の原本（発行後3箇月以内のもの）が必要です。なお、以前に本事業の助成金交付を申請した方で、前回申請時に提出した印鑑証明書が次の申請時において、発行後3箇月以内のものであれば、「東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付決定通知書」の写しをもって省略することができます。

○助成対象者であることを証する書類

- ・中小企業者

（資本金で2頁の助成対象者に当てはまらない場合に限る。）

- ・会社以外の法人

業種ごとに規定した従業員数以下であることを証する書類が必要です。

*従業員数を証する書類の例：労働保険概算・確定保険料申告書(控)、法人税確定申告書添付書類等、公的機関に提出した書類で、公的機関の受領印の押印が必要です。

• 法人格を有していないマンション等建物管理組合等任意団体は個人として取り扱います。

- 1 管理組合代表者の個人の印鑑証明書
- 2 管理組合の規約
- 3 代表者に選任されたことがわかる議事録

*申請書及び添付書類の印鑑は上記1の代表者個人の実印を押印してください。

○試験成績書の写し

計量証明事業者（分析事業者）が発行する絶縁油のPCB濃度の証明書（試験成績書等）の写しが必要です。

証明書に機器の製造者、製造年月日、製造番号の記載があり、申請した機器と同一のものであるか確認してください。 ※宛名は申請者名であること。

(2) 実績報告時

○実績報告書（第5号様式）

報告書には押印が必要です。押印は印鑑証明書と同一の印鑑を使用してください。

○マニフェスト伝票（D票・処分終了）の写し

処理施設から処分終了後に返送されるマニフェスト伝票（D票・処分終了）の写しが必要です。電子マニフェストの場合は、発行日、排出者、排出事業場、収集運搬受託者、処分受託者、処分終了年月日等が分かる画面を印刷したものの。

○請求明細書の写し

絶縁油の抜き取り業者、収集運搬業者、処分業者が発行した請求明細書が必要となります。

*交付申請時に提出した見積書と同一の内訳内容（単価及び数量）の記載で

あり、発行者が見積もり業者と同一の会社であることが必要です。

○支払いを証明する書類の写し

絶縁油の抜き取り業者、収集運搬業者、処分業者が発行した領収書又は銀行の利用明細書等の写しが必要となります。

請求明細書の金額と同一であることが必要です。

インターネットバンキングで支払いをした場合、振込金額・振込日・振込元・振込先が記載されている画面を印刷したものが必要です。

○請求書（第7号様式）

申請者が公社に助成金を請求するための書類が必要となります。

*押印は印鑑証明書と同一の印鑑を使用してください。

4 その他の事項

本手引きは、「東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付要綱」に基づき、助成金の具体的な申請方法等を取りまとめたものです。要綱については、公益財団法人東京都環境公社のホームページをご覧ください。

参考 会社以外の法人の主たる業種について

業種	日本標準産業分類 (第12回改定(平成20年4月1日施行)に基づく)
卸売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類50(各種商品卸売業) 中分類51(繊維・衣服等卸売業) 中分類52(飲食料品卸売業) 中分類53(建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類54(機械器具卸売業) 中分類55(その他の卸売業)
小売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業) 中分類57(織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58(飲食料品小売業) 中分類59(機械器具小売業) 中分類60(その他の小売業) 中分類61(無店舗小売業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店) 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業) 中分類39(情報サービス業) 小分類411(映像情報制作・配給業) 小分類412(音声情報制作業) 小分類415(広告制作業) 小分類416(映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業) 中分類70(物品賃貸業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75(宿泊業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業)ただし、小分類791(旅行業)は除く 大分類O(教育、学習支援業) 大分類P(医療、福祉) 大分類Q(複合サービス事業) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)
製造業 その他の業種	上記以外の全て

*各分類の詳細については、日本標準産業分類(総務省)をご参照ください。
http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm



公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付申請書

公益財団法人東京都環境公社が定める東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

記

【1】申請者

住 所	〒		
申請者名 (法人名)	フリガナ		
<法人の場合> 役職・代表者名	フリガナ		
電話番号		法人 代表者 印	
業 種			
従業員数			

【2】保管事業所

微量PCB廃棄物を保有する 事業所の所在地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> その他(下欄に住所記載)										
微量PCB廃棄物を保有する 事業所の名称											
事業所番号又は届出受領日(*)	H		-					平成	年	月	日

【3】申請内容に関する問い合わせ先・通知書発送先

名称(所属)					
担当者氏名					
住 所	〒				
電話番号/FAX番号	TEL		FAX		
メールアドレス					

* ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第8条の規定に基づき、毎年6月に東京都知事宛にする「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」に記載している事業所番号を記入してください。ただし、この申請を提出する年度において初めて当該届出書を東京都知事宛提出された事業者の方は、東京都に届出が受領された日付をご記入ください。

【4】 経費配分

(単位:円)

助成対象経費		金額欄 (A) *1	微量PCBを含まない 絶縁油を処理する場合 の金額 (B) *2	助成対象額 (A - B) ÷ 2
1	微量PCB絶縁油抜き取り経費			
2	収集運搬経費			
3	処分経費			
4	上記1・2・3に係るその他の経費			
上記1～4の合計 (消費税抜き)				(C)

*1 消費税、地方消費税及び対象外となる経費を除く金額を記載すること。

注) 助成対象外となる経費について

(1) 助成対象外となる収集運搬経費

ア 助成対象物を、保管場所から運び出し車両に積み込むための経費

イ 積み替え保管場所における作業に係る経費及び積み替え保管場所で発生する経費

(2) 助成対象物以外のものの例

分析時の検体用の油、分析時に使用したビンや容器、ウエス等の汚染物など

*2 見積書に「微量PCBを含まない絶縁油を処理する場合」の金額が記載されていない場合は、空欄にすること。

上記(C)の百円未満を切捨て	
(D)	

※上記(C)に百円未満がある場合、百円未満を切捨てた額を(D)に記入

【5】 助成対象項目及び助成対象機器の内容

助成対象項目	<input type="checkbox"/> ①電気機器から微量PCB絶縁油を抜き取り、微量PCB絶縁油を処分								
	抜き取りを行う電気機器の台数					微量PCB絶縁油の合計油量			*3
	台								ℓ
	<input type="checkbox"/> ②容器で保管している微量PCB絶縁油を容器ごと処分								
	ドラム缶	ペール缶	その他	合計油量					ℓ
	台	台	台						
<input type="checkbox"/> ③微量PCB廃電気機器を処分									
トランス	コンデンサ	リアクトル	変成器	その他					台
台	台	台	台						
絶縁油抜き取り 又は 廃棄する機器名称	PCB濃度 mg/kg	絶縁油の抜き取り又は廃棄する電気機器の形式等(銘板記載事項を記入してください。)							
		製造者名	型式	製造番号	製造年	容量	油量	重量	
1						kVA	ℓ	kg	
2						kVA	ℓ	kg	
3						kVA	ℓ	kg	
4						kVA	ℓ	kg	
5						kVA	ℓ	kg	

*3 微量PCB絶縁油の合計油量には、絶縁油交換時に発生する、洗浄油を含む。



【6】 助成金振込先

金融機関名 (カタカナ)												
支店名 (カタカナ)												
銀行番号					支店コード				預金種類	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> 貯蓄
口座名義 (※) (カタカナ)												
口座番号 (右詰め)												

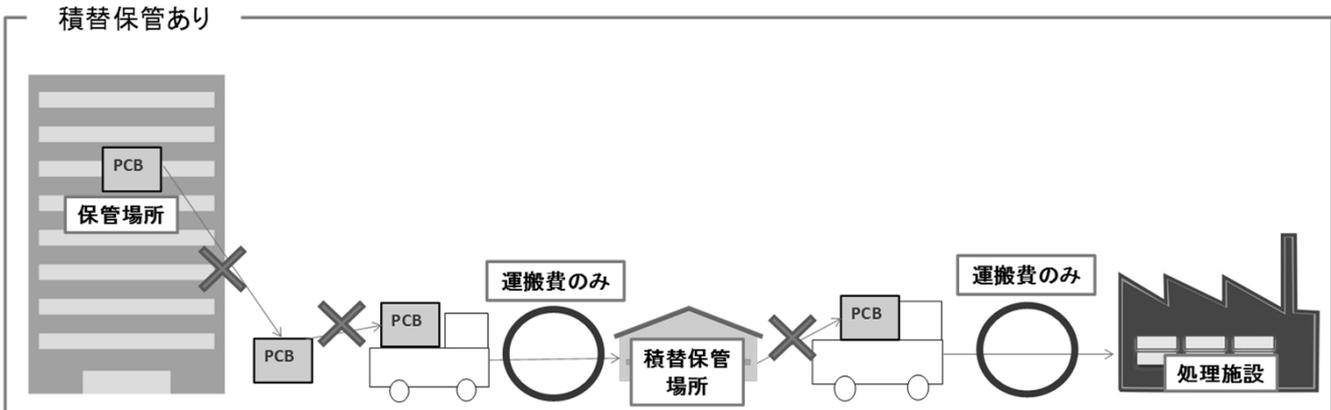
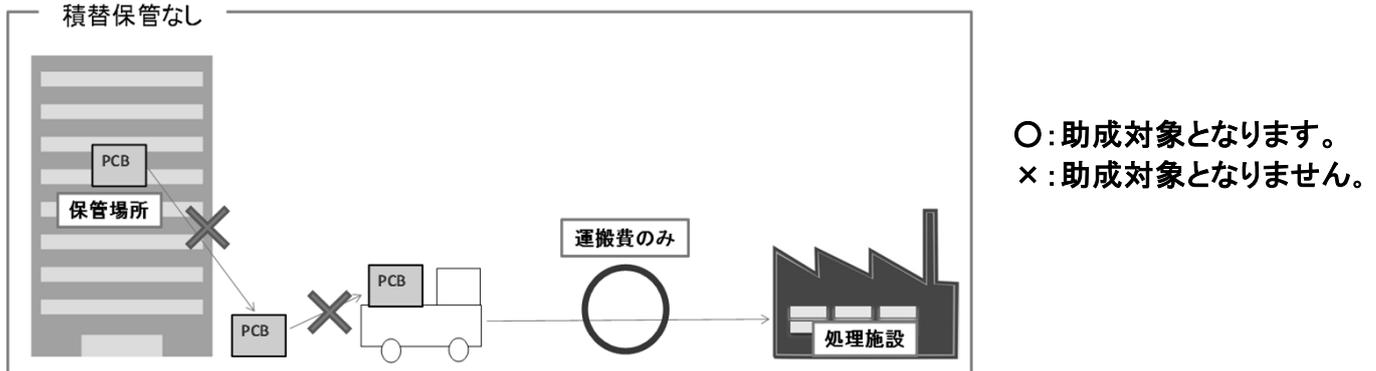
※口座名義は、申請者と同一にしてください。

【7】 添付書類 下記の書類を確認の上、チェック欄にレ点を記入して提出してください。

	添付書類	チェック欄
1	助成対象経費に係る見積書の写し(内訳に税抜き金額が記載されたもの)	
2	商業登記又は法人登記の登記事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書)の原本(発行後3箇月以内のもの) ※申請者が法人の場合のみ	
3	印鑑証明書の原本(発行後3箇月以内のもの) ※申請者が法人の場合は法務局、個人の場合は区市町村が交付する印鑑証明書	
4	計量証明事業者が発行した、微量PCBの濃度を証明する書類	
5	助成対象者である事を証明する書類 (上記2の書類では助成対象者の該当の有無が確認できない場合のみ)	

注 都の分析または処分の助成金交付を申請した者にあつては、前回申請時に提出した、上記2、3の書類が、本申請時においても発行後3箇月以内のものであれば、「助成金交付決定通知書」の写しをもって、上記2、3の書類を省略することができる。

【参考】 収集運搬に要する経費のなかで助成対象となる経費



※この申請書の用紙は、日本工業規格A列4番としてください。



公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付申請書

公益財団法人東京都環境公社が定める東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

記

【1】 申請者

住 所	〒 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1		
申請者名 (法人名)	フリガナ ○○カブシキガイシャ ○○株式会社		
<法人の場合> 役職・代表者名	フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク シンジユク タロウ 代表取締役 新宿 太郎		
電話番号	03-5388-○○○○	実 法 人 代 表 者 印	
業 種	製造業		
従業員数	100人		

【2】 保管事業所

微量PCB廃棄物を保有する 事業所の所在地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input checked="" type="checkbox"/> その他(下欄に住所記載)		
	東京都立川市錦町4-6-3		
微量PCB廃棄物を保有する 事業所の名称	○○株式会社 □□支店		
事業所番号又は届出受領日(*)	H	2 3 - 0 0 * * *	平成 年 月 日

【3】 申請内容に関する問い合わせ先・通知書発送先

名称(所属)	○○株式会社		
担当者氏名	東京 三郎		
住 所	〒 190-0022 東京都立川市錦町4-6-3		
電話番号/FAX番号	TEL	042-523-****	FAX 042-523-****
メールアドレス	*****@×××.co.jp		

* ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第8条の規定に基づき、毎年6月に東京都知事宛にする「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」に記載している事業所番号を記入してください。ただし、この申請を提出する年度において初めて当該届出書を東京都知事宛提出された事業者の方は、東京都に届出が受領された日付をご記入ください。

微量PCB絶縁油抜き取り経費がない場合は、空欄にすること

捨印

見積書に「微量PCBを含まない絶縁油を処理する場合」の金額が記載されていない場合は、空欄にすること。

【4】経費配分

(単位:円)

助成対象経費		金額欄 (A)*1	微量PCBを含まない絶縁油を処理する場合の金額 (B)*2	助成対象額 (A - B) ÷ 2
1	微量PCB絶縁油抜き取り経費			
2	収集運搬経費	200,150	見積書に記載している各経費を記入 ※税抜き金額	100,075
3	処分経費	400,000		200,000
4	上記1・2・3に係るその他の経費	50,000		25,000
上記1~4の合計 (消費税抜き)		650,150		(C) 325,075

*1 消費税、地方消費税及び対象外となる経費を除く金額を記載すること。

注)助成対象外となる経費について

(1) 助成対象外となる収集運搬経費

ア 助成対象物を、保管場所から運び出し車両に積み込むための経費

イ 積み替え保管場所における作業に係る経費及び積み替え保管場所で発生する経費

(2) 助成対象物以外のものの例

分析時の検体用の油、分析時に使用したビンや容器、ウエス等の汚染物など

*2 見積書に「微量PCBを含まない絶縁油を処理する場合」の金額が記載されていない場合は、空欄にすること。

上記(C)の百円未満を切捨て	
(D)	325,000

※上記(C)に百円未満がある場合、百円未満を切捨てた額を(D)に記入

【5】助成対象項目及び助成対象機器の内容

助成対象項目	<input type="checkbox"/> ①電気機器から微量PCB絶縁油を抜き取り、微量PCB絶縁油を処分		抜き取りを行う電気機器の台数		台	微量PCB絶縁油の合計油量	*3						
							ℓ						
	<input type="checkbox"/> ②容器で保管している微量PCB絶縁油を容器ごと処分		ドラム缶		台	ペール缶	台	その他	台	合計油量	ℓ		
	<input checked="" type="checkbox"/> ③微量PCB廃電気機器を処分		トランス		2	台	コンデンサ	台	リアクトル	台	変成器	台	その他
絶縁油抜き取り又は廃棄する機器名称	PCB濃度 mg/kg	絶縁油の抜き取り又は廃棄する電気機器の形式等(銘板記載事項を記入してください。)											
		製造者名	型式	製造番号	製造年	容量	油量	重量					
1	0.6mg/kg	三菱電機(株)	KK-**	4444	1980	30kVA	48ℓ	121kg					
2	1.7mg/kg	(株)高岳製作所	TT-**	ST85000777	1981	50kVA	52ℓ	200kg					
3						kVA	ℓ	kg					
4						kVA	ℓ	kg					
5						kVA	ℓ	kg					

*3 微量PCB絶縁油の合計油量には、絶縁油交換時に発生する、洗浄油を含む。



【6】 助成金振込先

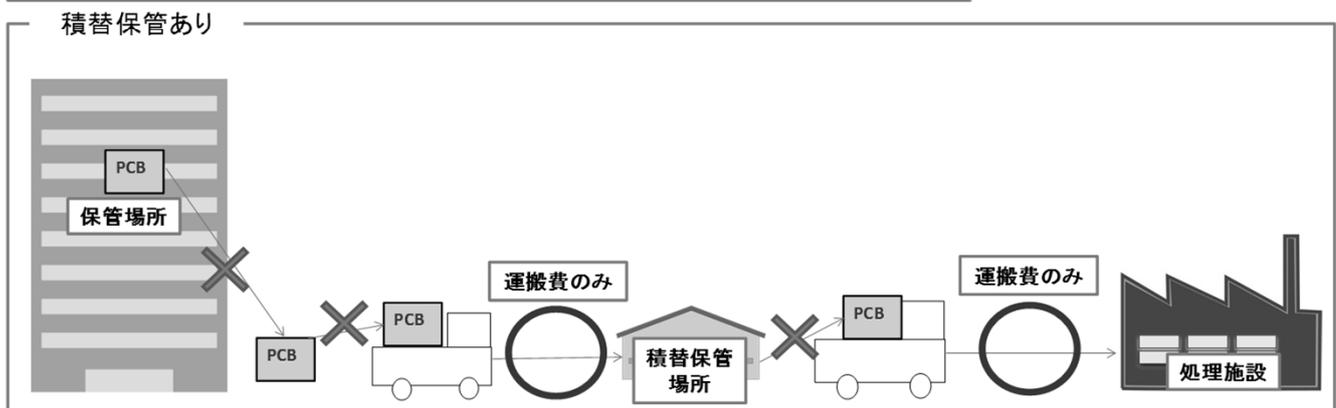
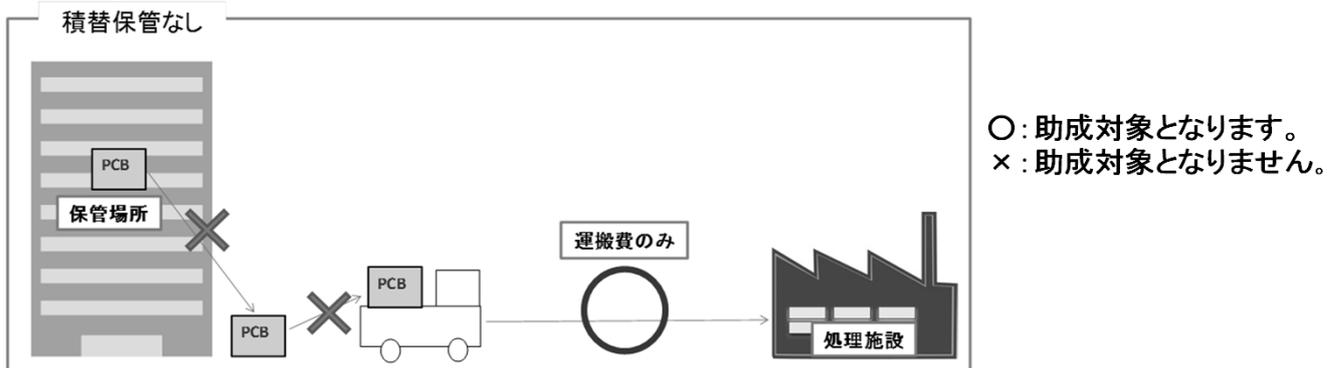
金融機関名 (カタカナ)	〇〇ギンコウ											
支店名 (カタカナ)	□□シテン											
銀行番号	1	2	3	4	支店コード	0	0	1	預金種類	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> 貯蓄
口座名義 (※) (カタカナ)	〇〇カブシキガイシャ											
口座番号 (右詰め)	1	2	3	4	5	6	7	※口座名義は、申請者と同一にしてください。				

【7】 添付書類 下記の書類を確認の上、チェック欄にレ点を記入して提出してください。

	添付書類	チェック欄
1	助成対象経費に係る見積書の写し(内訳に税抜き金額が記載されたもの)	<input checked="" type="checkbox"/>
2	商業登記又は法人登記の登記事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書)の原本(発行後3箇月以内のもの) ※申請者が法人の場合のみ	<input checked="" type="checkbox"/>
3	印鑑証明書の原本(発行後3箇月以内のもの) ※申請者が法人の場合は法務局、個人の場合は区市町村が交付する印鑑証明書	<input checked="" type="checkbox"/>
4	計量証明事業者が発行した、微量PCBの濃度を証明する書類	<input checked="" type="checkbox"/>
5	助成対象者である事を証明する書類 (上記2の書類では助成対象者の該当の有無が確認できない場合のみ)	<input checked="" type="checkbox"/>

注 都の分析または処分の助成金交付を申請した者に対しては、前回申請時に提出した、上記2、3の書類が、本申請時においても発行後3箇月以内のものであれば、「助成金交付決定通知書」の写しをもって、上記2、3の書類を省略することができる。

【参考】 収集運搬に要する経費のなかで助成対象となる経費



※この申請書の用紙は、日本工業規格A列4番としてください。



平成 年 月 日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業(変更・廃止)承認申請書

平成 年 月 日付 整理番号 号をもって、交付決定を受けた東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金について、内容に変更が生じたので、関係書類を添えて下記のとおり承認を申請します。

記

【1】申請者

住 所	〒		
申請者名 (法人名)	フリガナ	(実 人 代 表 者 印)	
<法人の場合> 役職・代表者名	フリガナ		

【2】変更、廃止の理由

--

【3】交付決定額の変更(交付決定額に変更がある場合に限り記載すること。)

交付決定額	金	円
変更申請額	金	円

【4】経費配分の変更(経費配分に変更がある場合に限り記載すること。

(単位:円)

助成対象経費	金 額 欄 (A) *1	微量PCBを含まない 絶縁油を処理する場合 の金額 (B) *2	助 成 対 象 額 (A - B) ÷ 2
1 微量PCB絶縁油抜き取り経費			
2 収集運搬経費			
3 処分経費			
4 上記1・2・3に係るその他の経費			
上記1~4の合計 (消費税抜き)			(C)

*1 消費税、地方消費税及び対象外となる経費を除く金額を記載すること。

注) 助成対象外となる経費について

(1) 助成対象外となる収集運搬経費

ア 助成対象物を、保管場所から運び出し車両に積み込むための経費

イ 積み替え保管場所における作業に係る経費及び積み替え保管場所が発生する経費

(2) 助成対象物以外のものの例

分析時の検体用の油、分析時に使用したビンや容器、ウエス等の汚染物など

*2 見積書に「微量PCBを含まない絶縁油を処理する場合」の金額が記載されていない場合は、空欄にすること。

上記(C)の百円未満を切捨て	
(D)	

※上記 (C)に百円未満がある場合
百円未満を切捨てた額を(D)に記
入

【5】 助成対象項目及び助成対象機器の内容

助成対象項目	<input type="checkbox"/> ①電気機器から微量PCB絶縁油を抜取り、微量PCB絶縁油を処分			
	抜取りを行う電気機器の台数	台	微量PCB絶縁油の合計油量	ℓ
	<input type="checkbox"/> ②容器で保管している微量PCB絶縁油を容器ごと処分			
	ドラム缶	ペール缶	その他	合計油量
	台	台	台	ℓ
	<input type="checkbox"/> ③微量PCB廃電気機器を処分			
トランス	コンデンサ	リアクトル	変成器	その他
台	台	台	台	台

絶縁油抜取り 又は 廃棄する機器名称	PCB濃度 mg/kg	絶縁油の抜取り又は廃棄する電気機器の形式等(銘板記載事項を記入してください。)						
		製造者名	型式	製造番号	製造年	容量	油量	重量
1						kVA	ℓ	kg
2						kVA	ℓ	kg
3						kVA	ℓ	kg
4						kVA	ℓ	kg
5						kVA	ℓ	kg

*添付書類(申請の内容に応じてその証明となる書類を添付すること。)

【6】 助成金振込先の変更(変更がある場合に限り記載すること。)

金融機関名 (カタカナ)							
支店名 (カタカナ)							
銀行番号					支店コード		
預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄						
口座名義(カタカナ) ※口座名義は申請者と同一にしてください。							
口座番号(右詰め)							

記入例

捨印

記載不要です

平成 年 月 日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

記載不要です 東京都微量PCB廃棄物処理支援事業(変更・廃止)承認申請書

平成 年 月 日付 整理番号 号をもって、交付決定を受けた東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金について、内容に変更が生じたので、関係書類を添えて下記のとおり承認を申請します。

記

【1】 申請者

住 所	〒 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1		
申請者名 (法人名)	フリガナ ○○カブシキガイシャ ○○株式会社	(法人実 代表者印)	印
<法人の場合> 役職・代表者名	フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク シンジュク タロウ 代表取締役 新宿 太郎		

【2】 変更、廃止の理由

*****のため

【3】 交付決定額の変更(交付決定額に変更がある場合に限り記載すること。)

交付決定額	金 300,000 円
変更申請額	金 325,000 円

助成金交付決定額を記載

【4】変更の内容(D)の金額を記載
* 不明な場合は、東京都環境公社にお問合せ下さい。

【4】 変更の内容

(単位:円)

助成対象経費	金 額 欄 (A) *1	微量PCBを含まない 絶縁油を処理する場 合の金額 (B) *2	助 成 対 象 額 (A - B) ÷ 2
1 微量PCB絶縁油抜き取り経費			
2 収集運搬経費	200,150		100,075
3 処分経費	400,000		200,000
4 上記1・2・3に係るその他の経費	50,000		25,000
上記1~4の合計 (消費税抜き)	650,150		(C) 325,075

上記(C)の百円未満を切捨て	
(D)	325,000

※上記(C)に百円未満がある場合
百円未満を切捨てた額を(D)に記入

*1 消費税、地方消費税及び対象外となる経費を除く金額を記載すること。

注)助成対象外となる経費について

(1) 助成対象外となる収集運搬経費

ア 助成対象物を、保管場所から運び出し車両に積み込むための経費

イ 積み替え保管場所における作業に係る経費及び積み替え保管場所で発生する経費

(2) 助成対象物以外のものの例

分析時の検体用の油、分析時に使用したビンや容器、ウエス等の汚染物など

*2 見積書に「微量PCBを含まない絶縁油を処理する場合」の金額が記載されていない場合は、空欄にすること。

【5】 助成対象項目及び助成対象機器の内容

助成対象項目	<input type="checkbox"/> ①電気機器から微量PCB絶縁油を抜取り、微量PCB絶縁油を処分			
	抜取りを行う電気機器の台数	台	微量PCB絶縁油の合計油量	ℓ
	<input type="checkbox"/> ②容器で保管している微量PCB絶縁油を容器ごと処分			
	ドラム缶	ペール缶	その他	合計油量
	台	台	台	ℓ
<input checked="" type="checkbox"/> ③微量PCB廃電気機器を処分				
トランス	コンデンサ	リアクトル	変成器	その他
2台	台	台	台	台

絶縁油抜取り 又は 廃棄する機器名称	PCB濃度 mg/kg	絶縁油の抜取り又は廃棄する電気機器の形式等(銘板記載事項を記入してください。)							
		製造者名	型式	製造番号	製造年	容量	油量	重量	
1 高圧トランス	0.6mg/kg	三菱電機(株)	KK-**	5555	1980	30kVA	48ℓ	121kg	
2 高圧トランス	1.7mg/kg	(株)高岳製作所	TT-**	ST85000888	1981	50kVA	52ℓ	200kg	
3						kVA	ℓ	kg	
4						kVA	ℓ	kg	
5						kVA	ℓ	kg	

*添付書類(申請の内容に応じてその証明となる書類を添付すること。)

【6】 助成金振込先の変更(変更がある場合に限り記載すること。)

金融機関名 (カタカナ)	〇〇ギンコウ							
支店名 (カタカナ)	□□シテン							
銀行番号	1	2	3	4	支店コード	0	0	1
預金種類	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄							
口座名義(カタカナ) ※口座名義は申請者と同一にしてください。	〇〇カブシキガイシャ							
口座番号(右詰め)	1	2	3	4	5	6	7	



平成 年 月 日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業実績報告書

平成 年 月 日付 整理番号 号をもって、助成金の交付決定を受けた
東京都微量PCB廃棄物処理支援事業の実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

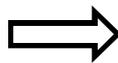
* 交付決定額に変更がない場合は、下記点線外側の【1】【2】【3】と裏面【6】の太線の枠のみをご記入ください。

【1】申請者

住 所	〒		
申請者名 (法人名)	フリガナ	(法人代表者印)	
<法人の場合> 役職・代表者名	フリガナ		

【2】助成金交付決定額

金 円



* 処理施設搬入時の重量変更に伴う額の変更

金 円 (D)の金額を記入

注)処理施設搬入時に重量変更が生じ、交付決定額が変更になった場合のみ記入してください。

【3】助成対象事業完了日(マニフェストD票の処分終了年月日)

平成 年 月 日

【4】変更の内容(処理施設搬入時に重量変更があり、交付決定額に変更があった場合のみ記入) (単位:円)

助成対象経費	金額欄 (A)*1	微量PCBを含まない 絶縁油を処理する場合 の金額 (B)*2	助成対象額 (A - B) ÷ 2
1 微量PCB絶縁油抜き経費			
2 収集運搬経費			
3 処分経費			
4 上記1・2・3に係るその他の経費			
上記1~4の合計 (消費税抜き)			(C)

*1 消費税、地方消費税及び対象外となる経費を除く金額を記載すること。

注)助成対象外となる経費について

(1) 助成対象外となる収集運搬経費

ア 助成対象物を、保管場所から運び出し車両に積み込むための経費

イ 積み替え保管場所における作業に係る経費及び積み替え保管場所で発生する経費

(2) 助成対象物以外のものの例

分析時の検体用の油、分析時に使用したビンや容器、ウエス等の汚染物など

*2 見積書に「微量PCBを含まない絶縁油を処理する場合」の金額が記載されていない場合は、空欄にすること。

※上記(C)に百円未満がある場合百円未満を切捨てた額を(D)に記入

上記(C)の百円未満を切捨て

(D)

【5】 助成対象項目及び助成対象機器の内容

(処理施設搬入時に重量変更があり、交付決定額に変更があった場合のみ記入)

助成対象項目	<input type="checkbox"/> ①電気機器から微量PCB絶縁油を抜き取り、微量PCB絶縁油を処分								
	抜き取りを行う電気機器の台数					台	微量PCB絶縁油の合計油量		ℓ
	<input type="checkbox"/> ②容器で保管している微量PCB絶縁油を容器ごと処分								
	ドラム缶		ペール缶		その他		合計油量		ℓ
	台		台		台				台
	<input type="checkbox"/> ③微量PCB廃電気機器を処分								
トランス		コンデンサ		リアクトル		変成器		その他	
台		台		台		台		台	
絶縁油抜き取り 又は 廃棄する機器名称		PCB濃度 mg/kg	絶縁油の抜き取り又は廃棄する電気機器の形式等						
			製造者名	型式	製造番号	製造年	容量	油量	重量
1						kVA	ℓ	kg	
2						kVA	ℓ	kg	
3						kVA	ℓ	kg	
4						kVA	ℓ	kg	
5						kVA	ℓ	kg	

【6】 添付書類 下記の書類を確認の上、チェック欄にレ点を記入して提出してください。

	添付書類	チェック欄
1	産業廃棄物管理票 (マニフェスト伝票D票) の写し	
2	請求明細書の写し (税抜き金額を記載したもの。)	
3	支払いを確認することのできる書類 (微量PCB廃棄物の処理等を請負った業者の発行した領収書 (写) 又は銀行利用明細等 (写))	
4	第7号様式 助成金請求書	

【注意事項】

- ① 【2】における「処理施設搬入時の重量変更に伴う額の変更」欄は処理施設搬入時に重量変更があった場合のみ記入してください。
- ② 【4】及び【5】についても、処理施設搬入時に重量変更があった場合のみ記入してください。

記入例

捨印

記載不要

平成 年 月 日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

記載不要

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業実績報告書

平成 年 月 日付 整理番号

号をもって、助成金の交付決定を受けた
東京都微量PCB廃棄物処理支援事業の実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

* 交付決定額に変更がない場合は、下記点線外側の【1】【2】【3】と裏面【6】の太線の枠のみをご記入ください。

【1】申請者

住所	〒 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1		
申請者名 (法人名)	フリガナ ○○カブシキガイシャ	(法人代表者印)	印
	○○株式会社		
<法人の場合> > 役職・代表者名	フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク シンジユク タロウ		
	代表取締役 新宿 太郎		

【2】助成金交付決定額

通知書の助成金交付決定額を記載

金 350,000 円

* 処理施設搬入時の重量変更に伴う額の変更

金 325,000 円 (D)の金額を記入

注) 処理施設搬入時に重量変更が生じ、交付決定額が変更になった場合のみ記入してください。

【3】助成対象事業完了日(マニフェストD票の処分終了年月日)

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

【4】変更の内容(D)の金額を記載

* 不明な場合は、東京都環境公社にお問合せ下さい

【4】変更の内容(処理施設搬入時に重量変更があり、交付決定額に変更があった場合のみ記入) (単位:円)

助成対象経費	金額欄 (A)*1	微量PCBを含まない 絶縁油を処理する場合 の金額 (B)*2	助成対象額 (A - B) ÷ 2	
1 微量PCB絶縁油抜き取り経費				
2 収集運搬経費	200,150			100,075
3 処分経費	400,000			200,000
4 上記1・2・3に係るその他の経費	50,000			25,000
上記1~4の合計(消費税抜き)	650,150		(C)	325,075

*1 消費税、地方消費税及び対象外となる経費を除く金額を記載すること。

注) 助成対象外となる経費について

(1) 助成対象外となる収集運搬経費

ア 助成対象物を、保管場所から運び出し車両に積み込むための経費

イ 積み替え保管場所における作業に係る経費及び積み替え保管場所が発生する経費

(2) 助成対象物以外のものの例

分析時の検体用の油、分析時に使用したビンや容器、ウエス等の汚染物など

*2 見積書に「微量PCBを含まない絶縁油を処理する場合」の金額が記載されていない場合は、空欄にすること。

上記(C)の百円未満を切捨て

(D) 325,000

※上記(C)に百円未満がある場合百円未満を切捨てた額を(D)に記入



【5】 助成対象項目及び助成対象機器の内容

(処理施設搬入時に重量変更があり、交付決定額に変更があった場合のみ記入)

助成対象項目	<input type="checkbox"/> ①電気機器から微量PCB絶縁油を抜き取り、微量PCB絶縁油を処分			
	抜き取りを行う電気機器の台数	台	微量PCB絶縁油の合計油量	ℓ
	<input type="checkbox"/> ②容器で保管している微量PCB絶縁油を容器ごと処分			
	ドラム缶	台	ペール缶	台
	その他	台	合計油量	ℓ
助成対象項目	<input checked="" type="checkbox"/> ③微量PCB廃電気機器を処分			
	トランス	2台	コンデンサ	台
			リアクトル	台
			変成器	台
			その他	台

絶縁油抜き取り 又は 廃棄する機器名称	PCB濃度 mg/kg	絶縁油の抜き取り又は廃棄する電気機器の形式等						
		製造者名	型式	製造番号	製造年	容量	油量	重量
1 高圧トランス	0.6mg/kg	三菱電機(株)	KK-**	5555	1980	30kVA	48ℓ	121kg
2 高圧トランス	1.7mg/kg	(株)高岳製作所	TT-**	ST85000888	1981	50kVA	52ℓ	200kg
3						kVA	ℓ	kg
4						kVA	ℓ	kg
5						kVA	ℓ	kg

【6】 添付書類 下記の書類を確認の上、チェック欄にレ点を記入して提出してください。

	添付書類	チェック欄
1	産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票D票)の写し	
2	請求明細書の写し(税抜き金額を記載したもの。)	
3	支払いを確認することのできる書類(微量PCB廃棄物の処理等を請負った業者の発行した領収書(写)又は銀行利用明細等(写))	
4	第7号様式 助成金請求書	

【注意事項】

- ① 【2】における「処理施設搬入時の重量変更に伴う額の変更」欄は処理施設搬入時に重量変更があった場合のみ記入してください。
- ② 【4】及び【5】についても、処理施設搬入時に重量変更があった場合のみ記入してください。



平成 年 月 日

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業に係る助成金請求書

請求金額 円

平成 年 月 日付 整理番号 号をもって、助成金の額の確定通知を受けた東京都微量PCB廃棄物処理支援事業に係る助成金を請求します。

平成 年 月 日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

【申請者】

住 所	〒		
申請者名 (法人名)	フリガナ	(法人代表者印)	実印
<法人の場合> 役職・代表者名	フリガナ		

事業名	東京都微量PCB廃棄物処理支援事業
助成対象項目 及び 数量	

記入例

捨印

記載不要

平成 年 月 日

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業に係る助成金請求書

通知書の助成金交付決定額を記載
* 交付決定額に変更があった場合は
変更後の金額を記載

請求金額 325,000 円

記載不要

平成 年 月 日付 整理番号 号をもって、助成金の額の確定通知を受けた東京都微量PCB廃棄物処理支援事業に係る助成金を請求します。

記載不要

平成 年 月 日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

【申請者】

住 所	〒 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1		
申請者名 (法人名)	フリガナ ○○カブシキガイシャ ○○株式会社	(法人 実 代表者 印)	印
<法人の場合> 役職・代表者名	フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク シンジュク タロウ 代表取締役 新宿 太郎		

記載不要

事業名	東京都微量PCB廃棄物処理支援事業
助成対象項目 及び 数量	

無害化処理施設一覧（処理の方法が「焼却」の施設のみ掲載）

平成 29 年 7 月 11 日現在

事業者名 問合せ先	設置 場所	廃棄物の種類 (微量 PCB 廃電気機器等・低濃度 PCB 含有廃棄物)			
		廃油	トランス・ コンデンサ等	その他 汚染物	処理物
(財)愛媛県廃棄物処理センター 089-912-2355	愛媛県	○	○	○	○
光和精鋳(株) 093-872-2100	福岡県	○	○	○	
(株)クレハ環境 0246-63-1231	福島県	○	○	○	○
東京臨海リサイクルパワー(株) 03-6372-7116 (受付先:東京パワーテクノロジー(株))	東京都	○			
エコシステム秋田(株) 03-5611-6867 (受付先:エコシステムジャパン(株))	秋田県	○	○	○	○
神戸環境クリエイト(株) 078-651-5060	兵庫県	○		○	○
(株)富山環境整備 076-469-5356	富山県	○	○	○	○
(株)富士クリーン 087-878-3111	香川県	○	○	○	○
ジオレ・ジャパン(株) 06-6411-3690	兵庫県	○			
三光(株) 0859-44-5367	鳥取県	○	○	○	○
杉田建材(株) 0436-96-1311	千葉県	○	○	○	○
JFE環境(株) 045-505-7949	神奈川県	○		○	○
(株)群桐エコロ 0276-55-0500	群馬県	○	○	○	○
環境開発(株) 076-244-3132	石川県	○		○	○
オオノ開発(株) 089-976-1234	愛媛県	○	○	○	○
JX 金属苫小牧ケミカル(株) 0144-56-0231	北海道	○	○	○	
(株)GE 072-243-6335	大阪府	○		○	○
ユナイテッド計画(株) 018-877-3027	秋田県	○	○	○	○
エコシステム小坂(株) 03-6847-7011 (受付先:エコシステムジャパン(株))	秋田県			○	○
三池精錬(株) 0944-53-7262	福岡県			○	○

無害化処理認定施設

事業者名 問合せ先	設置所	廃棄物の種類 (微量 PCB 廃電気機器等・低濃度 PCB 含有廃棄物)				
		廃油	トランス・ コンデンサ等	その他 汚染物	処理物	
赤城鉱油(株) 0277-73-0194	群馬県	○	○	○	○	
(株)太洋サービス 053-447-4640	静岡県	○	○	○	○	
許可施設	エコシステム山陽(株) 03-5611-6867 (受付先：エコシステムジャパン(株))	岡山県	○	○	○	○
	水島エコワークス(株) 086-447-3255	岡山県	○			○
	三重中央開発(株) 0595-20-1746	三重県	○		○	○

○施設の最新情報や処理の方法が「焼却」以外の施設については、環境省ホームページ「廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設」のページをご確認ください。

東京都微量 PCB 廃棄物処理支援事業
助成金交付申請の手引き（処理経費）
平成 29 年 8 月

編集・発行	公益財団法人東京都環境公社 微量 PCB 助成金交付担当
住所	東京都墨田区江東橋 4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル 8F
電話	03-3649-8541